

答 申

第1 審査会の結論

処分庁（世田谷区長）の審査請求人に対する入園（転園）待機通知処分（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、以下のとおり主張し、本件処分が違法又は不当であるとして、本件処分の取消しを求めている。

- （1）利用基準、調整基準、同一指数世帯の場合の優先順位など選考方法の開示はあるが、本件処分がどのような審査基準によってなされたのか明らかではなく、行政手続法（平成5年法律第88号）第5条に違反する。
- （2）入園（転園）待機通知書には「定員超過のため」と抽象的な理由の記載しかなく、いかなる具体的理由で入所不承諾となったのか明らかではなく、行政手続法第8条に違反する。
- （3）児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条第3項の「やむを得ない事由」がないのに不承諾としており、法第24条第1項本文に違反する。
- （4）申込児童（以下「子」という。）は「保育に欠ける」児童であり、入所不承諾により保育を受ける権利を侵害され、入所を承諾された児童との間で不平等が生じる。また、審査請求人らも保育所を利用する権利を侵害され、フルタイム就労が困難になるなどして困窮するため、憲法第13条、第14条及び第25条並びに法第24条に違反する。
- （5）施設差のばらつきが激しく、処分庁の認可保育園の整備の計画性に疑問がある。
- （6）処分庁は、希望する園の地域拡大を提案するが、審査請求人にとって不利益である。また、入園の確証が無い中希望園の地域だけ広げるのは解決策ではなく、保育所における保育の実施義務に違反するため、法第24条第1項本文に違反する。

2 処分庁の主張の要旨

処分庁は、以下のとおり主張し、本件審査請求の棄却を求めている。

- （1）処分庁は、法令等に従って適正に保育所等の利用調整（以下「利用調整」という。）を行っており、本件保育所等入園（転園）申込書に記載されている保育所の定員には空きがなかったものであるから、本件処分に違法又は不当な点はない。
- （2）利用調整の基準は、世田谷区支給認定及び保育所等の利用調整等に関する条例の施行等に関する規則（平成27年2月世田谷区規則第5号。以下「規則」とい

う。)に定められており、世田谷区行政手続条例(平成7年9月世田谷区条例第47号。以下「行政手続条例」という。)第5条第1項に照らして違法又は不当なものではない。

- (3) 審査請求人は、処分に係る通知書には抽象的な処分の理由しか記載がないというが、本件処分の理由は、本件通知書中の「(理由)」に「定員超過のため」と記載しており、審査請求人は、本件処分の理由が保育園の定員に空きがなく入園ができなかったことであることを容易に確認することができるので、「争訟提起の便宜を図る」に足りるから、行政手続条例第8条第1項本文に照らして違法又は不当なものではない。
- (4) 審査請求人は、本件処分が憲法第13条に違反すると主張するが、幸福追求権は自由権であり、自由権は、国家が個人の領域に対して権力的に介入することを排除して、個人の自由な意思決定と活動を保障するものであり、国家(区)に対して作為を求める「保育を受ける権利」及び「保育所による保育を利用する権利」の根拠となるものではない。
- (5) 憲法第14条第1項は、国民に対して絶対的な平等を保障したものではなく、事柄の性質に即応して合理的と認められる差別的取扱いをすることは否定されないと解される(最高裁大法廷昭和39年5月27日判決民集18巻4号676頁)。本件処分が行われた当時、保育の需要に応ずるに足りる保育所等が不足していたことから、相対的に保育の必要性の高い支給認定子どもから順次入所の決定をしたものであり、保育利用の決定がされた児童とされない児童の扱いの差は合理的なものであり、憲法第14条第1項が禁止する差別には当たらない。
- (6) 処分庁は、利用調整により入所できなかった児童に関して、認可外保育施設等での保育の利用ができるように取り組んでおり、一定の要件を満たした認可外保育施設に対して運営費の補助を行い、利用世帯に対しても、一定の要件に該当する場合は保育料の補助を行うなどの措置を講じている。本件処分に係る子は、本件処分後も引き続き認証保育所である●●●●を利用しており、本件処分により直ちに審査請求人が困窮するとまではいえない。
- (7) 処分庁は、待機児童解消に向け、「子ども・子育て支援事業計画調整計画」に掲げる保育施設定員の目標の着実な達成を目指して様々な手法により保育施設の定員の拡大に取り組んでおり、待機児童数は着実に減少している。

地域ごとの利用者数や年齢の予測は複合的な要因から困難を伴い、結果的に本件処分に係る子のように希望する地域の保育所等で保育することができない児童が生じることはやむを得ないものである。

第3 審理員意見書の要旨

1 意見

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 理由

(1) 利用調整について

処分庁は、規則第17条第2項に従って、本件保育所等入園（転園）申込書や就労状況報告書等から、審査請求人らの家庭状況について認定し、基準指数と調整指数を合計した値を●●●●と定めた。なお、処分庁におけるこの基準指数の算定に誤りは認められない。

また、処分庁は、調整会議において、他の児童についても基準指数と調整指数を合計した値を求めて比較し、値が高い者から順次希望する保育園の入所を内定している。各指数の値は、両親の稼動状況などの家庭状況等、保育の必要性を考慮した要素により定められており、指数の合計値の高い者から順番に入所を決定するという処分庁の利用調整方法は、保育の必要性が高いと考えられる者の保育を優先する方法として合理性を有するものであり、違法又は不当なものとは評価できない。

なお、審査請求人は、本件処分がどのような審査基準によってなされたのか明らかでないと主張するが、処分庁は、保育の利用基準、調整基準の指数等及び当該指数を利用した利用調整の方法について定め、ウェブサイトや保育のしおりにおいて公開しているものであり、行政手続条例第5条第1項ないし第3項に照らして違法又は不当と評価することはできない。そして、本件処分時点において、審査請求人の希望する保育園にはいずれも空きがなく、新規入所の余地がなかったものであるから、処分庁が、子について、「保育の必要性事由に該当するにもかかわらず、保育所等の定員等のため、その利用の承諾を決定することができないとき」に当たると判断をしたことは不合理とは言えない。

さらに、上記のほかにも、処分庁による利用調整手続に関して本件処分を取り消すべき違法又は不当な点は認められない。

(2) 本件処分における理由の提示について

申請に対する拒否処分における処分理由の提示は、行政庁の慎重・合理的な判断を担保し、申請者の争訟提起の便宜を図るため、拒否処分と同時に処分理由を申請者に対して示すことを行政庁に義務付けるものであると考えられるから、拒否処分がなされるもとになった基本的な事実関係を、申請者において理解しうる程度にされるべきものである。

処分庁は、保育園の空き数が不足するために入所の内定ができない場合には入園（転園）待機通知書に「定員超過のため」と処分理由を記載することとしており、申込者からの申出があれば、調整会議における保育園の空き状況や申込者の順位等の情報を開示しているといい、本件処分においても、本件通知書には、理由として「定員超過のため」と記載されている。処分庁は、「定員超過のため」との記載により、処分理由を容易に知ることができると主張するが、「定員超過のため」のみの記載では、処分理由が分かりやすく記載されていると評価することはできない。

もっとも、世田谷区において多数の待機児童が生じていることは公知の事実で

あること、各保育所の空き数はウェブサイトにおいても公開されていること、規則において定員を超える希望者がある場合の調整方法が明示され、保育の手引き等にも掲載されていること等からすれば、「定員超過のため」との記載から、「保育所に空きがないために入所決定をすることができない」という事実関係について理解し得ないものではない。また、一時期に多数の処分を行い、入園（転園）待機通知を一斉に発送する必要があること等からすれば、通知には「定員超過のため」との定型的な記載にとどめ、申込者が希望する場合に順位等を開示するという運用も不合理とまでは言えない。

調整会議における入所内定手続は、あらかじめ定められた基準に従って付与した点数により順位付けをした上で、順位に従って順次内定をするものであり、事実上処分庁の裁量の余地はほとんどないことからすれば、「定員超過のため」との記載しかないことが、行政庁の慎重・合理的な判断を直ちに阻害するものとも、争訟提起の支障になるとも評価できない。

以上より、本件処分の理由の記載が、直ちに行政手続条例第8条第1項に照らして違法又は不当と評価することはできない。

（３）上記以外の違法性又は不当性について

①憲法違反の主張について

審査請求人は、憲法第13条、第14条及び第25条違反を主張する。審査請求人の主張が、利用調整を行う法令の定め自体を憲法違反というのか、本件処分に係る手続及び結果として入所ができなかったことについて憲法違反を主張するのか明らかなではないが、いずれにせよ、本件処分によって審査請求人の保育園利用が不当に制限されているとか、健康で文化的な生活を営めない状況であるような事実は認められないものであるし、利用調整等において不当な差別がされているような事実は認められず、審査請求人の主張は採用できない。

②法第24条第1項違反の主張について

審査請求人は、法第24条第3項にいう「やむを得ない事由」がなく、同条第1項に違反する旨を主張するが、現行の法第24条第3項には「やむを得ない事由」という文言はなく、失当である。なお、平成27年4月1日より前に施行されていた児童福祉法（以下「改正前法」という。）第24条第3項は「市町村は、一の保育所について、当該保育所への入所を希望する旨を記載した前項の申込書に係る児童のすべてが入所する場合には当該保育所における適切な保育を行うことが困難となることその他のやむを得ない事由がある場合においては、当該保育所に入所する児童を公正な方法で選考することができる。」と規定しており、審査請求人の主張は、改正前法によるものと考えられるが、改正前法によっても、保育所に空きがないことは、「やむを得ない事由」に当たり得るものであり、処分庁の利用調整を違法又は不当と評価することはできない。

③認可保育園の整備が不十分であることについて

審査請求人は、処分庁の認可保育園の整備の計画性に対する疑問を呈し、自

らが希望する地域において子の年齢の空きが不足していることについて、保育所における保育の義務違反を主張する。

しかし、法第24条第1項は、市町村の公益的な保育の義務を定めているものであり、全ての児童が希望の保育園に入所できるようにすることを義務付けているものではない。同条第3項は、保育所等の不足があることを前提として市町村が入所の調整をすることを定めているのであり、保育所等の不足があったとしても、直ちに違法又は不当と評価されるものではないし、仮に処分庁の保育所の整備に違法又は不当な点があったとしても、本件処分が違法又は不当となるものではない。

第4 審査会の判断の理由

(1) 利用調整について

まず、処分庁は、審査請求人の希望する保育園にはいずれも空き数がなく利用の承諾ができないため、子について本件処分を行っており、本件処分に違法又は不当な点は認められない。すなわち、前記の第3 審理員意見書の要旨2(1)に述べられているとおり、処分庁は、規則第17条第2項に従って、本件保育所等入園(転園)申込書や就労状況報告書等から、審査請求人らの家庭状況について適正に認定し、調整会議においては、他の児童と同様に基準指数と調整指数を合計した値を求め比較し、指数の合計値の高い者から順番に入所を決定するという方法をとっており、この方法は、保育の必要性の高いと考えられる者の保育を優先する方法として合理性を有するものとして認められるからである。

なお、審査請求人は、本件処分がどのような審査基準によってなされたのか明らかでないとして行政手続法第5条違反を主張している。しかしながら、世田谷区支給認定及び保育所等の利用調整等に関する条例(平成26年9月世田谷区条例第40号)第6条は、区長は、支給認定子どもについて、規則で定めるところにより、法第24条第3項の規定による保育所等の利用についての調整を行う旨を定めている。そして、調整の基準、手続等を規則で定めていることから、本件処分の根拠は条例にあると解することが相当であり、このことから、行政手続法ではなく行政手続条例への抵触の有無が問題となるものと認められる。そして、処分庁は、保育の利用基準、調整基準の指数等及び当該指数を利用した利用調整の方法について定め、ウェブサイトや保育のしおりにおいて公開しているものであり、行政手続条例第5条第1項ないし第3項に照らして違法又は不当と評価することはできない。

上記のほか、処分庁による利用調整手続に関して本件処分を取り消すべき違法又は不当な点は認められない。

(2) 本件処分における理由の提示について

審査請求人は、入園(転園)待機通知書には「定員超過のため」と抽象的な理由の記載しかなく、いかなる具体的理由で入所不承諾となったのか明らかではな

く、行政手続法第8条に違反すると主張する。しかしながら前記のとおり、本件処分の根拠は条例にあると解することが相当であり、このことから、行政手続法ではなく行政手続条例への抵触の有無が問題となるものと認められる。

申請に対する拒否処分における処分理由の提示は、行政庁の慎重・合理的な判断を担保し、申請者の争訟提起の便宜を図るため、拒否処分と同時に処分理由を申請者に対して示すことを行政庁に義務付けるものであると考えられるから、拒否処分の基礎となった事実関係を、申請者において理解しうる程度にされるべきものである。

本件処分において、処分庁は、入園（転園）待機通知に「(理由) 定員超過のため」との処分理由を記載している旨を主張し、審査請求人は、この理由が明らかなでない旨を主張する。この点について、「定員超過のため」との記載から、審査請求人が希望する保育園に空きがないために入所できないということは通常理解できるものであると考えられる。

したがって、「定員超過のため」との理由の提示が、行政手続条例第8条第1項に照らして違法又は不当と認めることはできない。

(3) 上記以外の違法性又は不当性について

①憲法違反の主張について

審査請求人は、憲法第13条、第14条及び第25条違反を主張する。この点について、前記の第3 審理員意見書の要旨2(3)①で述べられているとおり、本件処分によって審査請求人の保育園利用が不当に制限されているとか、健康で文化的な生活を営めない状況であるような事実は認められないものであるし、利用調整等において不当な差別がされているような事実は認められず、審査請求人の主張は採用できない。

②法第24条第1項違反の主張について

審査請求人は、法第24条第3項にいう「やむを得ない事由」がなく、同条第1項に違反する旨を主張する。この点について、前記の第3 審理員意見書の要旨2(3)②で述べられているとおり、現行の法第24条第3項には「やむを得ない事由」という文言はなく、また、改正前法によっても、保育所に空きがないことは、「やむを得ない事由」に当たり得るものであり、処分庁の利用調整を違法又は不当と評価することはできない。

③認可保育園の整備が不十分であることについて

審査請求人は、処分庁の認可保育園の整備の計画性に対する疑問を呈し、自らが希望する地域において子の年齢の空きが不足していることについて、保育所における保育の義務違反を主張する。この点について、前記の第3 審理員意見書の要旨2(3)③で述べられているとおり、法第24条第1項は、市町村の公益的な保育の義務を定めているものであり、全ての児童が希望の保育園に入所できるようにすることを義務付けているものではない。また、同条第3項は、保育所等の不足があることを前提として市町村が入所の調整をすることを定めてい

るのであり、保育所等の不足があったとしても、直ちに違法又は不当と評価されるものではない。

なお、国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う（法第2条）のであり、認可保育園等保育所の適切かつ十分な整備は、行財政上の諸条件などを考慮しつつ、法の趣旨に従って早急に実施されなければならない。

よって、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第5 調査審議の経過

日 付	審 議 経 過
平成29年10月20日	審査庁（世田谷区長）から諮問を受けた。（諮問第90号）
平成29年11月7日	（平成29年度第3回審査会） ・事務局から経過概要の説明を受けた。
平成28年11月21日	（平成29年度第4回審査会） ・諮問事項を審査した。
平成29年12月21日	（平成29年度第6回審査会） ・引き続き諮問事項を審査した。
平成30年1月9日	審査庁（世田谷区長）に答申した。